

## 宝塚市児童館ネットワーク会議要綱

### (設置)

第1 児童の健全育成の拠点として、また、地域の子育て支援の拠点としての児童館の基本機能や今後のあり方等について研究し、よりよい児童館を目指していくために、宝塚市内の各児童館等で構成する児童館ネットワーク会議を設置する。

### (所掌事務)

第2 児童館ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各児童館の運営状況等についての情報交換及び交流
- (2) 児童館のあり方についての研究
- (3) 関係職員等の研修
- (4) ミニたからづか事業に関すること。
- (5) その他必要な事項

### (組織)

第3 児童館ネットワーク会議は、次の施設の館長等をもつて組織する。

- (1) 市立大型児童センター
- (2) 市立高司児童館
- (3) 市立安倉児童館
- (4) 市立西谷児童館
- (5) 市立子ども館
- (6) 私立中筋児童館
- (7) 私立御殿山児童館
- (8) 私立野上児童館
- (9) 子ども家庭支援センター

### (会の運営)

第4 児童館ネットワーク会議に、会長及び副会長を置き、会長は市立大型児童センター館長をもつて充て、副会長は会長が指名する。

2 会長は、児童館ネットワーク会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

### (児童館ネットワーク会議)

第5 児童館ネットワーク会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 児童館ネットワーク会議の庶務は、宝塚市子ども未来部子ども室子ども家庭支援センターにおいて行う。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、児童館ネットワーク会議の運営その他必要な事項は、会長が児童館ネットワーク会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成15年5月20日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。